熊本県選挙管理委員会告示第 45 号

公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 77 条第 1 項及び同法第 78 条の規定に基づき平成 17 年 9 月 11 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成 17 年 8 月 30 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

選挙区	場所	日時
第1区	熊本県熊本市水前寺六丁目 18番1号	平成 17 年 9 月 14 日
	熊本県庁新館多目的 AV 会議室	午前9時30分
第2区	熊本県熊本市水前寺六丁目 18番1号	平成 17 年 9 月 14 日
	熊本県庁新館多目的 AV 会議室	午前9時50分
第3区	熊本県熊本市水前寺六丁目 18番1号	平成 17 年 9 月 14 日
	熊本県庁新館多目的 AV 会議室	午前 10 時 10 分
第4区	熊本県熊本市水前寺六丁目 18番1号	平成 17 年 9 月 14 日
	熊本県庁新館多目的 AV 会議室	午前 10 時 30 分
第5区	熊本県熊本市水前寺六丁目 18番1号	平成 17 年 9 月 14 日
	熊本県庁新館多目的 AV 会議室	午前 10 時 50 分

熊本県選挙管理委員会告示第 46 号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第197条の2第1項及び第2項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員及び専ら同法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者に限る。)に対し支給することができる報酬の最高額を、次のとおり定める。

平成 17 年 8 月 30 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

- 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
- イ 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- ロ 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- ハ 車 賃 陸路旅行 (鉄道旅行を除く。) について、路程に応じた実費額
- 二 宿泊料 (食事料2食分を含む。) 1夜につき12,000円
- ホ 弁当料 1 食につき 1,000 円、1 日につき 3,000 円
- へ 茶菓料 1日につき 500円
- 2 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる報酬の額 イ 基本日額 10,000 円以内
 - ロ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割以内
- 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額 イ 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ第1号イ、口及びハに掲げる額
 - 口 宿泊料 (食事料を除く。) 1 夜につき 10,000 円
- 4 選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の額
 - イ 選挙運動のために使用する事務員 1人1日につき 10,000 円以内
 - ロ 専ら同法 141 条第 1 項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1人1日につき 15,000 円以内
 - ハ 専ら手話通訳のために使用する者 1人1日につき 15,000 円以内

熊本県選挙管理委員会告示第 47 号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年自治省告示第165号)第14条第1項の規定に基づき平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成 17 年 8 月 30 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

- 1 場 所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 - 熊本県庁内 熊本県選挙管理委員会室
- 2 日 時 平成 17 年 8 月 30 日 午後 6 時

熊本県選挙管理委員会告示第 48 号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第169条第5項の規定に基づき平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報に候補者の氏名、経歴、政見等を掲載する場合において、その掲載の順序を決定するくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成 17 年 8 月 30 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

1 場 所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県庁内 熊本県選挙管理委員会室 2 日 時 平成17年8月30日 午後6時15分

熊本県選挙管理委員会告示第 49 号

公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 175 条第 3 項の規定に基づき平成 17 年 9 月 11 日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、投票所内の投票の記載をする場所における掲示及び投票所内の適当な箇所における掲示をする場合の掲示の順序を決定するくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成 17 年 8 月 30 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

1 場 所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁内 熊本県選挙管理委員会室

2 日 時 平成 17 年 8 月 30 日 午後 6 時 30 分

熊本県選挙管理委員会告示第50号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第169条第5項の規定に基づき平成17年9月11日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報に名簿届出政党等の名称及び略称、政見、名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき者の順位等を掲載する場合において、その掲載の順序を決定するくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成 17 年 8 月 30 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

1 場 所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁内 熊本県選挙管理委員会室

2 日 時 平成17年9月2日 午後6時

熊本県選挙管理委員会告示第51号

公職選挙法施行規則(昭和 25 年総理府令第 13 号)第 5 条第 1 項及び最高裁判所裁判官国民審査法(昭和 22 年法律第 136 号)第 14 条第 3 項の規定に基づき平成 17 年 9 月 11 日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成 17 年 8 月 30 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

1 小選挙区選出議員選挙

候補者氏名	○注 (では、 (では、) (では、	小選挙区選出議員選
	は、書かないこと。	1議員選挙投票 挙管理委 紫議院

備考

- 1 規格は、縦13センチメートル、横9センチメートルとする。
- 2 紙の色は、オレンジ色とする。
- 3 文字は、黒色とする。
- 4 「熊本県選挙管理委員会之印」は刷り込みとする。
- 2 比例代表選出議員選挙

政党その他の 政治団体の 例第 略称を、畑の注 代四 名称又は略称 表選 田回 議衆 員選 挙 投 票 は 会之印 本県選

備考

- 1 規格は、縦13センチメートル、横9センチメートルとする。
- 2 紙の色は、空色とする。
- 3 文字は、赤色とする。
- 4 「熊本県選挙管理委員会之印」は刷り込みとする。
- 3 最高裁判所裁判官国民審查

			×を書く欄	最高裁判所裁判官 最高裁判所裁判官 工は、その名の上の ては、その名の上の では、その名の上の では、その名の上の では、その名の上の では、その名の上の では、その名の上の
			裁判官の氏名	高裁判所裁判官 高裁判所裁判官 一やめさせた方がよいと思う裁判官については、その名の上の欄に×を書くこと。 一やめさせなくてよいと思う裁判官についるがようでは、何も書かないこと。

備考

- 1 規格は、縦9センチメートル、横13センチメートルとする。
- 2 紙の色は、白色とする。
- 3 文字は、黒色とする。
- 4 「熊本県選挙管理委員会之印」は刷り込みとする。

熊本県選挙管理委員会告示第52号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の熊本県第1区における開票の事務と選挙会の事務は、併せて行わないので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第79条第2項の規定に基づき告示する。

平成 17 年 8 月 30 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二